2　公証人は、法第四十二条第五項（法第四十三条第二項及び第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出のあつた公正証書又はその附属書類について、法第四十二条第一項の閲覧をさせ、又は法第四十三条第一項各号若しくは第四十四条第一項各号の書面若しくは電磁的記録を作成するときは、当該申出をした申出人の住所の全部を削除する措置（当該住所を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）を講じなければならない。ただし、当該申出をした申出人又はその相続人から当該措置が講じられていない公正証書若しくはその附属書類の閲覧又は当該措置が講じられていない法第四十三条第一項各号若しくは第四十四条第一項各号の書面若しくは電磁的記録の交付若しくは提供を求められたときは、この限りでない。

第三十一条　公正証書（書面をもつて作成されたものに限る。第一号及び第三項において同じ。）の謄本又は抄本には、次に掲げる事項を記載し、公証人が署名及び押印をしなければならない。

一　公正証書の全文又はその一部

二　作成の年月日及び場所

三　謄本又は抄本であること。

2　前項の規定は、公正証書の附属書類（書面をもつて作成されたものに限る。次項において同じ。）の謄本又は抄本について準用する。

3　指定公証人は、公正証書又はその附属書類について、原本と同一の内容の電磁的記録を作成している場合には、当該電磁的記録に記録された内容を出力した書面により、公正証書又はその附属書類の謄本又は抄本を作成することができる。

第三十二条　法第四十三条第一項第二号の書面は、指定公証人が、請求に係る情報を出力し、これに署名及び押印をして作成するものとする。この場合において、当該書面が数枚にわたるときは、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　年月日

二　指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

三　公正証書又はその附属書類に記録されている事項の全部又は一部を出力した書面であること。

第三十三条　法第四十三条第一項第三号の電磁的記録（以下この条において「公正証書証明情報」という。）の提供は、指定公証人が、請求に係る公正証書証明情報に次に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により当該請求をした者に送信し、又は当該請求をした者が指定公証人の役場において提出した電磁的記録媒体であつて法務大臣が定めるものに記録してその者に交付する方法により行うものとする。

一　年月日

二　指定公証人の氏名、その所属する法務局又は地方法務局の名称及び役場所在地

三　公正証書又はその附属書類に記録されている事項の全部又は一部を記録した情報であること。

第三十四条　公正証書（書面をもつて作成されたものに限る。以下この条において同じ。）の正本には、次に掲げる事項を記載し、公証人が署名及び押印をしなければならない。

一　公正証書の全文

二　作成の年月日及び場所

三　正本であること。

四　交付を請求した者の氏名又は名称

2　前項の規定に違反するものは、公正証書の正本としての効力を有しない。

3　第三十一条第三項の規定は、公正証書の正本について準用する。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］